

事務連絡  
令和4年2月21日

市内小中学校校長 殿  
スポーツ少年団長 殿

宜野湾市教育委員会  
教育長 知念 春美  
(公印省略)

## 沖縄県対処方針変更に伴う「2月21日以降」における 部活動およびスポーツ少年団等の活動について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、まん延防止等重点措置が解除されることになり2月18日付け沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において、沖縄県対処方針が変更されました。しかしながら第6波の感染は下げ止まり傾向にあるため、対策を強化した上で活動を行う必要があります。部活動およびスポーツ少年団等の活動については、沖縄県対処方針変更に伴う「2月21日以降」における部活動およびスポーツ少年団等の活動について、下記のとおりといたします。

つきましては、貴校職員等へ周知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

### 記

#### 1 部活動およびスポーツ少年団等の活動について

「2月21日以降」から当面の間は、以下の条件のもと、活動できるものとする。

- (1) 学校長の許可の下、平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）、その際は感染症対策を徹底し、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- (2) 体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
- (3) 県内外での練習試合や合同練習、遠征（宿泊を伴う）は行わないこと。
- (4) 部活動等前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- (5) 送迎時の車内においても十分な感染対策防止を講ずること。
- (6) 学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動等に参加しないこと。

2 感染者又は濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。部活動を再開する場合、またはスポーツ少年団等の活動再開で学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。

3 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し学校において慎重に検討すること。  
※県外大会に参加する際は、出発前にはワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後、速やかにPCR等検査を受検すること。

4 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。